



令和3年度

予算

令和3年度「当初予算」の概要と新型コロナウイルスの影響を受ける財政状況をお知らせします。

ダブルパンチで厳しい財政事情

自主財源の根幹をなす「町税」は、15億円程度を見込んでいますが、新型コロナウイルスの状況次第ではさらに財政が厳しくなると思われます。歳入の3分の1を占める交付税は、前年度で「合併算定替激変緩和期間」が終了。平成25年度の53億2千万円と比べ6億6千万減の46億6千万円にコロナ禍の影響に伴う国からの地方税収の補填分である3億4千万円を加えた50億円が歳入になると分析しています。また前年度、大幅に減額した「ふるさと寄附金」はコロナ禍の影響で大幅に増額となりましたが、必要経費などを除くと一般財源へ充てられる実際の金額は多くを見込めません。

統廃合・民営化で財政健全化へ

歳出面では、平成29年度から4年間で10%の削減を目標に縮減してきましたが、県内の他自治体と比較すると突出した予算規模のため、今後もより一層の縮減が必要になります。また、老朽化した施設維持費が年々増加しているため、今後も徹底した経費削減を行うと同時に、町行革推進員の「福智町行財政改革大綱答申」を基に、合併以降先延ばししてきた公共施設の統廃合や民営化を進めていきます。また、統廃合の財源は、期間が延長された「合併特例債」「過疎債」を想定しています。

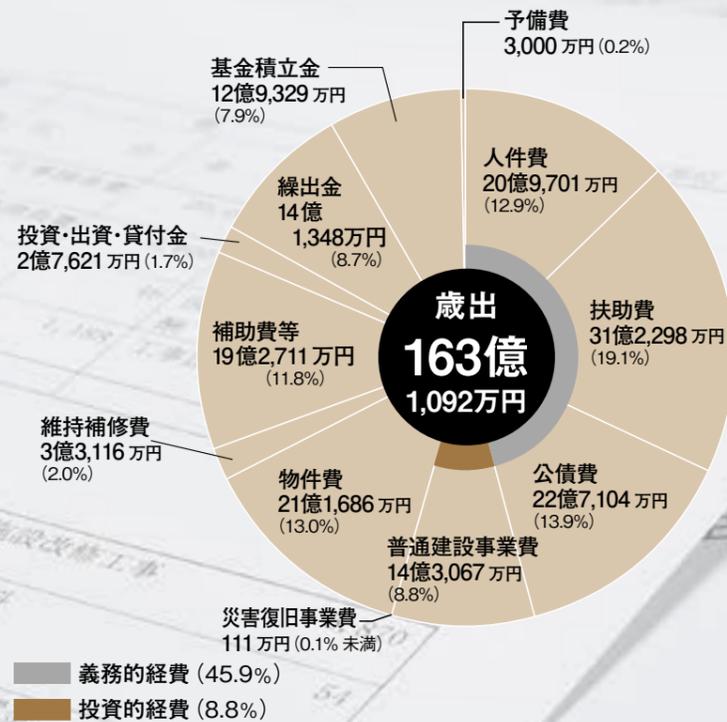
旧三町時代の教訓胸に刻んで

今までの一般会計予算は、黒字を確保していますが、その実態は合併特例債や過疎債などの発行と基金の取り崩しによるもの。家計に例えればローンを増やし、貯金を切り崩しているイメージです。この状態が続けば、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97%を超え、今後数年で基金は底をつき、高確率で「財政再生団体」に転落する恐れがあります。福智町の前身である旧赤池・金田・方城時代に経験した赤字団体へ再び転落することがないように町財政の健全化に取り組んでいきます。

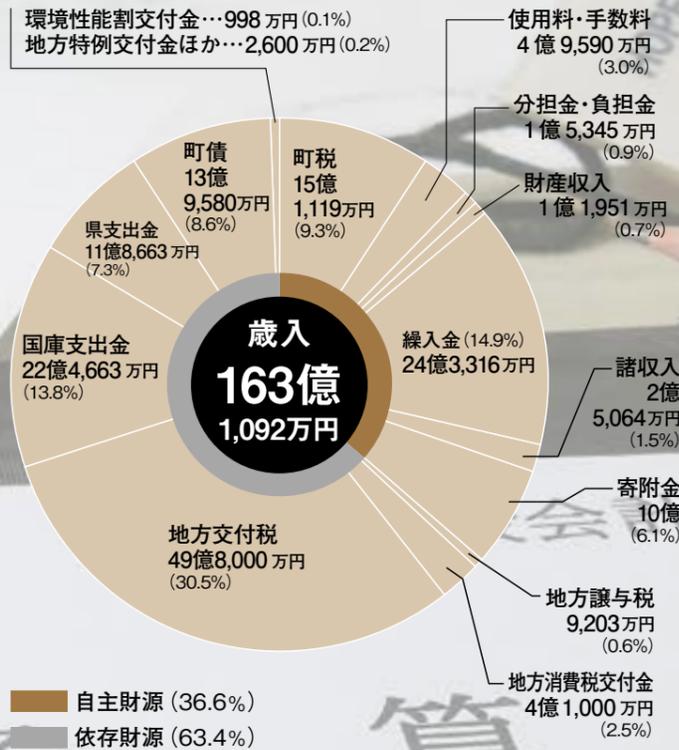
一般会計歳出【目的別グラフ】

議会費	1億2,748万円(0.8%)
総務費	21億1,171万円(12.9%)
民生費	51億3,064万円(31.5%)
衛生費	17億3,909万円(10.7%)
農林水産費	5億2,194万円(3.2%)
商工費	1億9,021万円(1.2%)
土木費	13億2,558万円(8.1%)
消防費	4億2,819万円(2.6%)
公債費	22億7,104万円(13.9%)
教育費	11億3,739万円(7.0%)
労働費・災害復旧費・諸支出金・予備費	13億2,765万円(8.1%)

一般会計歳出【性質別グラフ】



一般会計歳入



特別会計予算

特別会計	予算等金額
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,282万円
国民健康保険事業特別会計	26億3,431万円
後期高齢者医療特別会計	3億754万円
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	8億3,464万円
田川郡町村公平委員会特別会計	264万円

用語説明

【一般会計と特別会計】
地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計で、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して経理するための会計です。

【歳入】

▼町税：みなさんに納めていただく「町民税」「固定資産税」「たばこ税」「軽自動車税」などの税金です。
▼地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。「地方交付税」は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再分配するものです。
▼町債：町の借入金（借金）で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるもの、財源にあてられます。
▼国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
▼県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
▼繰入金：積立金（基金）の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

【目的別歳出】

地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができます。
▼議会費：議会運営のための経費です。
▼総務費：行政全般の事務などに関わる経費です。
▼民生費：障害者、高齢者に対する福祉の充実や子育て支援などの経費です。
▼衛生費：環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。

▼農林水産費：農林業振興のための支援や生産基盤整備などの経費です。
▼商工費：商工業や観光の振興などに関する経費です。
▼土木費：道路や河川、公園、施設建設など社会資本整備のための経費です。
▼教育費：学校教育、生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
▼公債費：事業を行うために借りたお金（町債）の元金・利子や一時借入金（利子）を支払うための経費です。
▼諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金、土地取得費等があります。
▼予備費：予算編成の際、予期しなかった支出に対応するための科目です。

【性質別歳出】

地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は支出が義務づけられている経費で、投資的経費は行政水準の向上にかかると見込まれる経費です。
▼人件費：議員報酬、職員給与など消費的性質をもつ経費です。
▼維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。
▼扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、心身障害者などに対して行う支援のための経費です。
▼補助費等：町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費です。報償費（講師謝金等）、役務費（保険料等）、負担金・補助金及び交付金（助成金等）などが該当します。
▼普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費です。
▼災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費です。
▼公債費：町の借金などを償還するための経費です。
▼積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費です。
▼繰出金：一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用するための経費です。